

申告書の提出はお早めに!

正しく申告・納税を

今年も申告の時期が近づいてきましたが、決算はお済みですか。

この申告は、平成13年中の所得を申告・納税するものです。これにより、平成13年分の所

確定申告はお早目に!



署資産課税担当者が来庁)に必ずご来場ください。なお、都合の悪い方は直接、銚子税務署に相談してください。

日時・会場

2月18日(月)～3月15日(金)

役場第1・2会議室

いずれも午前9時から午後4時(土・日曜日は除く。)

また、2月については地区を

指定させていただき、重点的にを行います。なお、指定日に都合がつかない方については、他の日でも順次相談を行います。

申告相談日

町では、2月18日から3月15日まで申告相談及び自書申告を主に申告書作成のお手伝いを行います。

譲渡所得のある方は、役場では相談及び申告書作成はできませんので、2月27日(銚子税務

地区	相談日
日吉地区	18日(月)、22日(金)
南条地区	19日(火)、25日(月)
東陽地区	20日(水)、26日(火)
白浜地区	21日(木)、27日(水)

持参するもの

- 事業所得(営業・農業等)の方は、収入金額や必要経費のわかる伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの
- 給与所得のある方や年金を受給されている方は、源泉徴収票
- 借地などのある方は、その領収書
- 社会・生命・損害保険料の各支払金額のわかるもの(証明書など)
- 配偶者や扶養親族に所得がある場合、その所得金額がわかるもの(源泉徴収票)
- 前年の確定申告書控え
- 青色決算書・収支内訳書の控え
- 筆記具・電卓・印かん
- その他申告に必要なもの

税理士による無料相談

日時 3月1日(金)

午前9時30分～午後3時30分

場所 役場第1・2会議室

税務署の出張相談

日時 2月27日(水)、3月7日(木)

午前9時30分～午後4時

場所 役場第1・2会議室



確定申告書の作成はご自分の手で

所得税の確定申告・町県民税申告が始まります(窓口受付は2月18日(月)から)。

申告・納付の期限は3月15日(金)ですが、期間間近になると大変混雑し、

提出まで長時間お待ちいただく場合もあります。

申告書はできるだけ自分で書いて、お早めに提出ください。

